

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第501回

令和5年10月16日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第501回 議事録

1. 日時

令和5年10月16日(月) 14:00～14:38

2. 場所

原子力規制委員会 13階 A会議室

3. 出席者

担当委員

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

金城 慎司 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

松本 尚 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

尾崎 憲太郎 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂 吉英 常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長

清浦 英明 キャスク設計製造部長 兼 キャスク設計製造GM

篠田 和之 技術安全部長

高橋 忠克 貯蔵保全部長

岡本 幸治 技術安全担当

千葉 一憲 貯蔵保全部 保全GM

佐々木 淳 貯蔵保全部 貯蔵GM

長峰 忠輝 貯蔵保全部 土木・建築GM

上野 謙治 技術安全部 環境・放射線管理GM

加藤 光弘 技術安全部 環境・放射線管理G課長

中條 厚 品質保証部 品質保証GM

三枝 利家 使用済燃料取扱主任者 兼 品質保証部長

寺山 武志 貯蔵保全部 土木・建築担当補佐
大野 貴史 技術安全部 技術G 兼 キャスク設計製造G副部長
古谷 賢 キャスク設計製造部 キャスク設計製造G課長
渡辺 一敬 キャスク設計製造部 キャスク設計製造G課長

4. 議題

- (1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設
事業変更許可申請について

5. 配付資料

資料1 リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請 使用済燃料
貯蔵施設の変更

6. 議事録

○杉山委員 定刻となりましたので、第501回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、リサイクル燃料貯蔵株式会社、RFS、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請についてです。

本日の会合はテレビ会議システムを利用しております。映像や音声に乱れが生じた場合には、互いにその旨を伝えるようお願いいたします。

それでは議題に入ります。

まずRFSより申請内容の説明をお願いいたします。

○リサイクル燃料貯蔵（清浦キャスク設計製造部長） リサイクル燃料貯蔵の清浦でございます。

本日の資料1、事業変更許可について御説明いたします。現在画面の準備をいたします。

画面よろしいでしょうか。

○杉山委員 はい、大丈夫です。

○リサイクル燃料貯蔵（清浦キャスク設計製造部長） それでは御説明をいたします。まず、右下1ページを御覧ください。

こちらのページでは申請の要点についてまとめております。まず一番上、今回、金属キ

ヤスクを新規に追加するという申請でございますが、基本的に型式証明で基準適合性を確認いただいている金属キャスクを追加するということで、記載の2種類、追加いたします。

2番目ですが、主な変更点といたしましては、まず建屋の除熱の評価、これを更新しております。また、建屋の遮蔽評価については、もともと設定しております包絡条件に対して、今回の金属キャスクがそれを上回らないでいるかということの確認をしております。

それから3番目、仮想的大規模津波時の敷地境界線量評価を更新しております。今回の追加する金属キャスクに対して、受入れとか貯蔵に関する取扱いについては、既許可の金属キャスクから特に変更はございません。

それから、最新知見の反映といたしましては、航空機落下確率を見直しておりますが、設計上の変更は生じておりません。その他の気象ですとか社会条件等は、既許可から変更はございません。

右下2ページを御覧ください。こちらには今回追加する金属キャスクの構造の概要を示しております。左側がBWR用の中型キャスク、右側がPWR用キャスクでございます。今回追加する金属キャスクの収納燃料の仕様については、型式証明に記載のあるものの、燃料の燃焼度が高くて冷却期間が短いというような記載を、代表させて記載させていただいておりますが、趣旨としては型式証明されている収納燃料、これを全部適用したいと考えております。したがって、このBWR用中型キャスク（タイプ2）の収納燃料については、型式証明には仕様A、Bの記載がございますが、その両方の収納を想定しております。各種の安全評価は、冷却期間が短い仕様Aで代表した評価をしておるということでございます。

右下3ページ、御覧ください。今回の建屋除熱に関する御説明でございます。今回、追加するキャスクですが、この表の列でいうと右二つのBWR中型とPWR用のキャスクですが、発熱量がいずれも若干既許可を上回ってはおりますが、評価した結果そのものは、一番右の設計基準温度を下回っておりまして、基準を満足することを確認してございます。

右下4ページ、御覧ください。こちらのページでは敷地境界線量の評価条件について記載をしております。大きく分けて、通常貯蔵時と、あと仮想的大規模津波時の評価がございますが、まず通常貯蔵時については、既許可から変更があるものではございませんので、あらゆるキャスクを想定した包絡スペクトルでもともと既許可は評価させていただいておりますが、今回の申請においては、追加する金属キャスクの条件が、その包絡スペクトルを下回るというようなことを確認してございます。

一方、下の仮想的大規模津波の評価でございますが、こちらについては包絡スペクトル

ということではございませんで、評価対象のキャスク、おのおのの線源強度を設定しまして、敷地境界線量を評価してございます。

右下5ページ、御覧ください。まず通常貯蔵時の建屋の遮蔽評価でございまして、こちらのグラフ、二つありますが、これが線源強度を示しているグラフでありまして、それぞれのグラフの太い実線の部分が既許可で設定しております包絡スペクトルでございまして、それに対して、点線のものが各キャスクの条件でございまして、御覧いただきますとおり、包絡スペクトルが各キャスクの条件を包絡しているということが確認できてございます。

続きまして右下6ページ、御覧ください。こちらの方は仮想的な大規模津波時の敷地境界線量の評価でございまして、今回のキャスクの追加によって、もともとの既許可では、発災から3ヶ月後にがれきを撤去して、金属キャスクの損傷部の修復をします。それから、遮蔽扉を発災後1ヶ月で回復した上で、敷地境界線量としては0.78mSvというような評価をさせていただいております。今回の申請では、まず、がれき撤去ですとか、金属キャスクの損傷部の修復については、発災から2ヶ月ということで、既許可から1ヶ月ほど短縮した上で、BWR用中型キャスク（タイプ2）については、一番右ですが、受入れ区域の周辺に盛土を構築ということによって、年間敷地境界線量が1mSvを満足するというような評価をいたしております。

右下7ページ、御覧ください。先ほど盛土と申したもののイメージをここに記載させていただいております。これはちょっと断面的に見せているもので、右が貯蔵区域、真ん中辺りの点線で囲まれている部分が受入れ区域で、点線の部分は仮想的な大規模津波によって建屋が損傷した部分を示しております。それで、その脇のところに茶色く盛っているものが盛土でございまして、この盛土を構築することによって、一番左側の線量評価位置、こちらの線量を下げるといったようなイメージでございまして。

右下8ページ、御覧ください。こちらは上から見た平面図ということございまして、先ほどの図と一緒に。基本的にこの点線で囲まれている破損した建屋の部分の周りに盛土を構築することによって、線量を下げるといったイメージでございまして。

次、右下9ページ、御覧ください。こちらは今まで金属キャスクの追加という御説明をさせていただいておりますが、この件は直接関係ないのですが、今回、事業許可を申請させていただくに当たりまして、ガスモニタの削除を併せて申請しているというものでございます。

このガスモニタというものですが、一番下にポンチ絵がございまして、ガスモニタの概略

図です。これは図の右側に記載した「背面の吸気口へ」と書いてあるところから、サンプルガスを吸引いたしまして、この電離箱で測定して、最後、排気するという事で、このようなことで放射性物質の有無を確認するものでございます。ガスモニタの当施設においての使用目的でございますが、こちらは金属キャスクからの放射性物質の漏えいが疑われるようなときに、気中のガス状の放射性物質の濃度を測定するというもので、核種の同定までは想定しておりません。

このガスモニタの測定上の問題点ですが、貯蔵区域などの雰囲気線量が高いところだと、微少漏えいの検知には不向きであります。検出部を貯蔵区域外に設置する必要がありまして、場所によっては吸引が長くなって計測が困難な場所もあるということですし、津波を被災したときには、電源がないといった問題もあります。

右下10ページ、御覧ください。そういったことから、金属キャスクからの放射性物質の漏えいについては、まず蓋間圧力の監視で検知をいたしますし、万一、金属キャスクから漏えいが生じたときには、ダストサンプラで採取して、サーベイメータで測定するというようなことで検知が可能と考え、そのような理由からガスモニタを撤去したいというふうに考えてございます。

右下11ページを御覧ください。その他の基準への適合性ということでございますが、事業目的、東京電力や原電さんの使用済燃料を貯蔵する目的ですとか、経理的基礎、基本的に発生する費用は東電、原電が負担するといったこと。それから、技術的能力については、人事異動の反映のみでありまして、能力の考え方にも変更がございませんし、品質管理に関する御説明については、本申請に対する活動実績を添付させていただいたということで、中身の体制が変更あるといったものではないということで、直近の許可から変更があるものではございません。

御説明としては以上です。

○杉山委員 ただいまの説明に対しまして、質問コメント等をお願いします。

尾崎さん。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

まず私の方から1点、先ほど2ページ目で説明のありました型式証明との関係で、1点確認をしたいのですが、今回説明の中で、今回の申請では型式証明を受けた全ての仕様の使用済燃料を金属キャスクに収納するという説明があったかと思えます。

他方で、今回、我々が受理した申請書では、そのような記載ではなくて、型式証明を受

けた一部の燃料に限定したような記載になっているのですが、その辺りに関しまして、どのように考えているか御説明いただけますでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵（清浦キャスク設計製造部長） リサイクル燃料貯蔵の清浦でございます。

先ほど資料でも言及させていただきましたが、燃料の種類ということでは、例えば17×17燃料ですとか、8×8燃料などと網羅的な記載をさせていただいておりますが、その種類の中では、燃焼度を高く、あと冷却期間を短く記載することで、全体を表現できるというような形で考えて記載させていただきました。趣旨としては、全体を適用したいという考えでやってはおりますので、今後いろいろ記載の仕方を御指導いただければ、適宜補正等で対応いたしたいとは考えております。

以上です。

○尾崎チーム員 規制庁の尾崎です。

今の説明で理解いたしました。型式証明どおりの、整合しているという内容が分かるような申請書にさせていただきたいと思いますので、また改めて記載内容を検討いただければと思います。

○尾崎チーム員 規制庁の尾崎です。

続いて、2点目ですが、先ほどのパワーポイントで説明のあったガスモニタの撤去に関してコメントいたします。まず、コメントの前に、ガスモニタを含めたRFSの放射線監視の許可内容の整理をした上でコメントをしたいと思っております。

まず、RFS自体は、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵する施設であります。したがって、金属キャスクの閉じ込め機能が維持されていれば、放射性物質が放出するおそれがないということから、通常時の放射線管理はその放射線量の監視のみという許可内容になっています。その金属キャスクの閉じ込め機能の健全性については、金属キャスク、二重蓋になっているのですが、その二重蓋の蓋間圧力を監視することによって確認をしているというところでございます。

一方で、この閉じ込め機能に何らかの異常があった場合、放射性物質の放出があり得るため、通常時の放射線量の監視に加えて、放射線サーベイ機器によって空気中の放射性物質の濃度を測定するという許可内容の方針になっています。

金属キャスクから閉じ込め機能の異常時に放出される放射性物質としては、希ガスであったり、ヨウ素、粒子状の放射性物質というのがあり得るため、希ガスについては、今説

明のあったガスモニタで測定する。ヨウ素と粒子状の放射性物質については、ダストサンプラとGM管サーベイメータで測定をしますという、こういう許可の方針になっているところでは。

コメントになりますが、今回、先ほどパワーポイントで説明のあったガスモニタ、これを撤去しようとした場合に、ダストサンプラによる粒子状の放射性物質の濃度測定のみとなるように考えるのですが、なぜこのタイミングでガスモニタを撤去しようと考えているのか、この点について御説明いただけますでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵（上野環境・放射線管理GM） RFSむつの上野でございます。

ガスモニタ撤去の理由といたしましては、先ほど尾崎さんからも御説明いただきましたとおり、金属キャスクから放射性物質が漏えいした場合は、この粒子状の放射性物質やヨウ素も同時に漏えいすると考えられますので、そこを測定することによって、放射線防護装備の判断、また漏えいした箇所を復旧するために、応急措置として漏えい箇所を塞ぐ等の、そういう対策に移ることを考えておりますので、粒子状放射性物質やヨウ素の測定で代替が可能というふうに考えてございます。

○尾崎チーム員 規制庁の尾崎です。

説明ありがとうございます。そのヨウ素の測定に関してなんですが、今回金属キャスクから放出され得る放射性物質のヨウ素としては、その半減期の長さの関係から、おそらくヨウ素129のみだと考えられます。その場合、一般的なここに書かれているGM管サーベイメータでベータ線を測定する場合には、0.2メガ電子ボルト以上のエネルギーが必要とされておるところでございますが、このヨウ素129の放出エネルギーというのは、約0.16メガ電子ボルトと、ここの下限値に達していないため、説明のあったGM管サーベイメータで、このヨウ素を測定するのは、実態上、困難ではなかろうかと考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵（上野環境・放射線管理GM） RFSむつの上野でございます。

御指摘いただいておりますように、ヨウ素129は難測定核種でございます。通常のサーベイメータでは計量は難しいと思っております。一方で、ヨウ素の半減期、短いですがけれども、ヨウ素131や、ヨウ素133もございますので、そこをダストモニタで検知、採取することは、微量かもしれませんが、可能と考えております。

以上です。

○尾崎チーム員 規制庁の尾崎です。

説明ありがとうございます。今の説明で、ヨウ素129の他にも、微量ながら測定できるということでしたが、仮に測定できるとしても、今回ガスモニタを撤去すると、そうした場合、これまで測れる、許可上で測定できるとしていた金属キャスクから放出され得る希ガスを直接ガスモニタで測定できなくなるということ。また、放射性物質の測定機器というものが、結果的にガスモニタがなくなると、GM管サーベイメータだけとなって、そもそも多様性が失われてしまうなどの現行の許可の設計方針と比べて、低下することは否めないのではないのかと考えておりますが、この点についてはRFSとしてどのように考えているのでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵（篠田技術安全部長） リサイクル燃料貯蔵、むつ本社の技術安全部、篠田と申します。

御指摘ありがとうございます。今、尾崎さんから御指摘いただきましたとおり、ダストサンブラとGM管による検知に関しては、今のような問題がございます。

一方、ガスモニタの方は、資料の方にも書かせていただきましたとおり、キャスクが全部貯蔵された場合の高線量下ですと、この検出部というのはそのような場所では計測が困難な状況が多いのですけれども、まず蓋間圧力の低下によって何らかの異常があるということ漏えいの可能性を検知した上で、この粒子状物質と、ヨウ素については先ほど来、ヨウ素129は検出の下限とか、そういう問題ございますけれども、ダストが出てくるということも、通常原子力発電所の経験からだと想定されますので、その場合、燃料の表面にくっついておりましたコバルト60ですとか、そういうものを含んだダストが捕まえられれば、中のものが出てきているということの検知は、このダストモニタ方式の場合はキャスクの位置にかかわらずにできるというふうに私ども考えておまして、この全キャスクの貯蔵位置に対しての漏えいに対応するものとしては、こちらの方が対応できるのではないかと考えて、今回申請に至った次第です。

以上になります。

○尾崎チーム員 規制庁、尾崎です。

説明ありがとうございました。今の説明ですと、直接ヨウ素は測定できないにしても、コバルト60などをダストモニタで代替的に測定でき得るという話の内容であったかと思えます。そうすると、先ほど私が説明したような許可の設計方針だと、本来、多様性というか、ダストモニタとガスモニタということで、何らかあったときにガスモニタでも測れる、ダストモニタでも測定できるというところが許可上は可能であったところが、今の

説明だと、もうダストモニタだけになってしまうということですが、その点に関してRFSとして実態上、問題はないのか、対応できるという理解でよろしいのでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵（篠田技術安全部長） リサイクル燃料貯蔵、むつ本社の篠田です。

今、御指摘いただいたようなところももう一度踏まえて、私どもの方でも、どうあるべきかというところをもう一度再検討したいと思いますので、今後の補正に向けて再検討の上で、その検討結果を反映して今後の補正に臨みたいと思います。

以上です。

○杉山委員 長谷川管理官。

○長谷川チーム員補佐 規制庁の長谷川です。

再検討するというところで、それはそれでやらしてもらえばいいのですけれども、あともう一つ、9ページの理由を言うのであれば、最初の許可の段階からそういう説明をすべきだったのではないかと。結果的に、周辺の線量が高いから検知が不向きだとか、電源がないとか言われても、それは設工認なり、ちゃんと工夫すれば幾らでも対処は可能なので、理由としてどうなのかなという気もしています。

さらに、ガスと粒子状のものを、どちらが検知しやすいかといった場合に、このケース、やはり圧倒的にガスの方がリークしやすいので、検知というか測定のしやすさからすると、まず最初に出てくるのはガスであるというふうに思っていますので、総合的に考えても、多様性とか、通常この施設はリークみたいなものが基本的には考えられないところ、こういったことが起こるのであれば、それに備えてそれなりの手段をきちっと用意すべきと考えています。この9ページの理由が、本当の理由になっているのかも含めて、もう一度やはり再検討をしっかりとさせていただいて、もともとこの9ページの理由の問題みたいなものは、設工認の段階で我々は解決すべき問題であると思っていますので、そういったところも含めてしっかりと検討をし直していただきたいと思います。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） リサイクル燃料でセンター長をしています、赤坂です。

今の御意見を踏まえまして、再検討させていただきますけれど、現状は設工認も取って使用前事業者検査もやっておりますので、当面使っていこうかと思っていますので、そこら辺も含めて事業許可としてどうするべきか再検討させていただいて、回答をつくりたいと思いますので、また御指導いただければと思います。

以上です。

○杉山委員 他にありますか。

松本さん。

○松本チーム員 規制庁の松本です。

先ほど説明がありました仮想的大規模津波時の敷地境界線量評価について確認したいと思います。先ほどの説明では、受入れ区域に金属キャスクを置いているときに、仮想的大規模津波を被ったときの線量が再評価されているということですが、今回追加するBWR用の中型キャスク（タイプ2）ですか、これの最も厳しい条件のものを8基、受入れ区域に置いてある状態でこの津波を被ったということで、その結果、貯蔵区域は健全なのですけれども、受入れ区域の壁が損傷する。それから重量物落下による金属キャスクの遮蔽機能の低下を見込んだということで、敷地境界線量評価を出していて、その結果、年間の敷地境界線量が1mSv/年ですか、これを超えます。このため、受入れ区域周辺に盛土を行って、これを超えないようにするとした評価結果が示されているということでございます。

本件に関しましては、ちょっと疑義がございまして、こういった状況が実態としてあり得るのかどうかという点もあるのですけれども、あらかじめ超えるということが分かっているのであれば、敷地境界の線量が年間1mSvを超えないように、金属キャスクを、いわゆるコントロールしながら受け入れるということを行えば、あえて盛土をしなくても、年間敷地境界線量を低くするということが、確実に安全を担保するものができるのではないかと思います。

それから、先般のヒアリングにおきまして、RFSから顧客に配慮して受け入れる金属キャスクに制限を設けずに許認可を受けたいと、いわゆる多分、枠取りということだと思っておりますけれども、そういった発言もありまして、RFSの申請内容を否定するものではないのですけれども、安全最優先の考え方からして、我々とはちょっと考え方が異なっているのかなというふうに思います。

したがって、RFSとしてこの金属キャスクの受入れに関しまして、どのように考えているかということについて確認させてください。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） リサイクル燃料の赤坂でございます。

御指摘ありがとうございます。御指摘を踏まえまして、私どもやはり、おっしゃるとおり1mSv/年未満にすることが我々としての使命だと判断しましたので、基数制限などを検討して、1mSv/年以下になるという方向性にしたいと思っておりますので、そこら辺は補正も含

めて対応させていただきたいと思います。

以上です。

○松本チーム員 規制庁の松本です。

本件については、いわゆる受け入れるキャスクを制限するということも含めて検討していただくということでしたので、引き続き検討を進めていただいて、しかるべきタイミング、まとまった時点で御説明いただければと思います。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） センター長の赤坂です。

了解しました。

以上です。

○杉山委員 長谷川管理官。

○長谷川チーム員補佐 規制庁の長谷川です。

今、これ再検討するというところで、是非これはそういうふうにして、我々の考えみたいな方向で考えていただきたいと思いますと思っているのですけれども、今回の申請、我々、当初、もともと包絡スペクトルの中で、キャスクを追加するだけなので、もともとの許可の範囲内であるというふうに捉えていたところ、先ほどのガスモニタの撤去の話とか、今の受入れの考え方というのが、非常に、多分両方とも何か似たような考えの中、我々が想定しているようなところとは違ってしまったのですけれども、RFSとしてこういうことに対する安全全般に対して、どのようにすべきかというところに少し不安を感じてきているところです。

その点について、今回なぜこういうような、根底には何か類似した考え方があるようにも思えるのですけれども、その点に関して何か、どういう考え方で今回の金属キャスクの受入れとか、ガスモニタの撤去を考えたのかというのをちょっとお話しいただきたいと思いますと思っているのですけれども、いかがですか。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） センター長の赤坂です。

先ほどからの松本さんから説明があったとおり、我々、顧客というイメージもあったのも事実だと思っています。そこでも、やはり安全を最優先するところを少しないがしろにしたという点も含めて反省しなきゃいけないなと思っています。

今回、事前にヒアリングさせていただいた点でも、これは十分に説明できなかった点、そこら辺も含めて我々もう一度、反省して、安全最優先というところをかみしめて、今後とも対応していきたいと思います。

以上です。

○長谷川チーム員補佐 規制庁の長谷川です。

割と正直に言っていただいたので、まだこの施設、これからの施設なので、しっかり安全確保の基本的な考え方に立ち返って、操業する際にはそういったところも含めて、今回いい機会だったと思いますので、いま一度、皆さんでこういうことを議論して考え方を示していただければと思います。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） センター長の赤坂です。

ありがとうございます。先ほどの盛土の件につきましては、仮想的大規模津波という点もございますので、そこら辺もいま一度考え直して、しっかり次につなげるようなことを対応していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○杉山委員 他にございますか。

松本さん。

○松本チーム員 規制庁の松本です。

これ以外のものについても、現在、申請書の中身の確認を鋭意、我々の方で進めているところですが、現在、確認できている範囲におきまして、先ほど尾崎の方から話がありましたけれども、型式証明を受けた全ての仕様の使用済燃料が申請書にきちんと反映されてないということも分かったのですけれども、他にも、これは誤記だと思うのですけれども、今回追加するBWR中型キャスク（タイプ2）で新型8×8の燃料のみを収納する場合の最大崩壊熱量が型式証明と異なっていたりとか、あるいは組織図についてなのですが、先般認可した保安規定の内容がきちんと反映されてないということなどが確認されている状況でございます。

この誤記以外についても、既に提出のあった補足説明資料とか、そういったものについても複数確認したい事項などもございますので、これらにつきましては、今後ヒアリングの中で事実確認を進めていきます。まずは誤記等も含めて、RFSにおきまして、自分たちの提出した資料について、しっかり内容を精査、確認していただきたいと思います。

○リサイクル燃料貯蔵（清浦キャスク設計製造部長） リサイクル燃料貯蔵の清浦でございます。

承知しました。いま一度しっかりと確認したいと思います。以上です。

○松本チーム員 規制庁、松本です。

よろしく申し上げます。

○杉山委員 他にありますか。

このキャスクによる燃料の中間貯蔵というのは、それ自体が基本的に安全性が高い方法として行われるものであって、ただ、その中でもやはり、あえていろんな難しいケースを想定して安全を確保しようという、そういった努力は認識しております。

その中でもやはり、例えばこの仮想的大規模津波など、非常に厳しいケースを想定されているというところは結構なのですけれど、そこに対して具体的な計画を示していただく以上は、やはり実現性のようなところも含めて納得できるものであって欲しくて、ここで想定されているような本当に大きな津波が起こったとき、むつ市内の周囲の状況も含めて、その中でこの作業を行うことが可能なのかとか、ちょっとこちらから見たら、事が起こってから行う対策にしては非常に大規模ですし、その後、施設へのアクセスも悪くなりますし、本当にこれやってしまったらどうなるのだろうと、ちょっと不安になるような御説明でした。

そこで、今回こちらから指摘して、改めて合理的な方法を考えていただくということになりましたけれども、リアリティーを持って色々と想像して、合理的な方法で御説明いただきたいと思っております。

もし何かありましたらどうぞ。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） RFSセンター長の赤坂です。

今の御指摘を踏まえて、しっかりリアリティーを持って検討させていただいて、そこら辺を再度説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○杉山委員 それでは、本日の議論を踏まえて、考え方を整理していただきまして、また次回御説明いただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして第501回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を終了いたします。ありがとうございました。